



2024年8月

受益者の皆さまへ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託「スパークス・新・国際優良アジア株ファンド（愛称 アジア厳選投資）」  
に係る投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、弊社が設定・運用を行っております追加型証券投資信託「スパークス・新・国際優良アジア株ファンド（愛称 アジア厳選投資）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、本変更に伴う運用の基本方針や商品性等の変更はございません。  
また、本お知らせに関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 【変更の内容】

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用につき、投資助言会社（スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド）との投資助言契約を解約するため、投資信託約款の条文の変更を行いました。

2. 【投資信託約款の変更適用日】

2024年8月23日

3. 【（ご参考）投資信託約款の新旧対照表】

（下線部 〃 は変更部分を示します。）

新	旧
運用の基本方針 2. 運用方法 (1) (略) (2) 投資態度 ①～⑥ (略) ⑦ <u>(削除)</u> ⑧～⑪ (略)	運用の基本方針 2. 運用方法 (1) (同左) (2) 投資態度 ①～⑥ (同左) ⑦ <u>マザーファンドにおける株式等の銘柄選択にあたっては、香港に拠点を置くスパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドの投資助言を受けます。</u> ⑧～⑪ (同左)

<本件にかかるお問い合わせ先>  
 スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
 リテール・ビジネス・デベロップメント部  
 電話：03-6711-9170(代表) 受付時間：営業日の9時～17時

■当資料は受益者の皆さまへのお知らせとして、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。



## 投資信託の留意点

以下の記載は、金融商品取引法第 37 条により表示が義務付けられている事項です。投資信託の取得をご希望の場合には、当該投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずご覧いただき、投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断で行っていただくようお願いいたします。

## 投資リスク

### <基準価額の変動要因>

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて海外の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドが有する主な投資リスクは以下の通りです。

### ● 価格変動リスク

当ファンドは、実質的に海外の株式などを主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

### ● カントリーリスク

一般的に海外の株式などに投資する場合、投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化等により金融・証券市場が混乱して株式などの価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が大きく下落する要因となります。また、新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

### ● 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

### ● 集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

### ● 信用リスク

・組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。なお、株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の

■当資料は受益者の皆さまへのお知らせとして、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。



変動の影響を受けますので、対象とする企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合には、当該債券の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

・当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して実質的に10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## ● その他の留意事項

### ○システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

### ○法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

当ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。

※ 基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

### <その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### <リスクの管理体制>

- 委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■当資料は受益者の皆さまへのお知らせとして、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。



## 当ファンドに係る費用

当ファンドに係る費用（料率）は以下の通りです。

### ●直接ご負担いただく費用

- 購入時手数料： 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
- 信託財産留保額： 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

### ●投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

- 運用管理費用（信託報酬）： 日々の信託財産の純資産総額に対して年率 1.925%（税抜 1.75%）を乗じて得た額とします。
- 監査費用 印刷費用： 監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率 0.11%（税抜 0.10%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。
- その他の費用・手数料(※)： 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、外貨建資産の保管費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

## <委託会社>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 346 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
日本証券業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は受益者の皆さまへのお知らせとして、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。